

平成27年度交通災害共済の 加入申し込みが始まります

交通災害共済は、皆さんが会費を出し合い、交通事故によって死亡、またはけがをしたとき、見舞金を支払う相互扶助制度です。現在加入している方も3月31日(火)に共済期間が満了しますので、新たに加入手続きが必要です。

◆**久喜地区** 2月1日(日)から28日(土)まで、加入推進員が訪問して手続きを行います。

◆**菖蒲地区** 2月1日(日)から28日(土)まで、区長を通じて担当地区の班長が訪問して取りまとめを行います。

◆**栗橋地区・鷲宮地区** 2月2日(月)から、各総合支所市民課の窓口で受け付けます。

◆**3月2日(月)以降、全地区共通** 生活安全課、各総合支所市民課および市内各郵便局の窓口でも受け付けます。

◆**共済会費(年額)** 1人当たり一般900円/中学生以下500円

◆**問合せ** 生活安全課交通係(内線2635) / 各総合支所市民課(菖蒲・内線112 / 栗橋・内線218 / 鷲宮・内線132)

小型特殊自動車の軽自動車税の 申告をお願いします

小型特殊自動車に該当するフォーク・リフトや、最高時速35km未満で乗用装置のある農耕トラクター、コンバインなどには軽自動車税が課税されます。これらの車両の所有者は、軽自動車税の申告をして、ナンバープレートの交付を受けてください。新たに買い換えた場合は、ナンバープレートを付け替えるのではなく、旧自動車の廃車申告を行い、新たにナンバープレート

の交付を受けてください。
※公道を走行しない(工場や田畑でしか使用しない)車両でも課税されます。
※軽自動車税が課税される小型特殊自動車は、固定資産税が課税される償却資産の対象外となります。

◆**問合せ** 市民税課諸税係(内線2687) / 各総合支所税務課(菖蒲・内線105 / 栗橋・内線221 / 鷲宮・内線148)

原動機付自転車や軽自動車などの登録内容変更 (名義・住所等)や廃車の手続きはお済みですか

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車の車両所有者に対して課税されます。

次のような場合は、名義や住所の変更、廃車の手続きが必要です。4月1日までに手続きをしないと、引き続き所有しているものとして課税されますので、早めに手続きを済ませてください。

○住所変更、所有者の氏名が変わった
○住所変更、所有者の氏名が変わった
○住所変更、所有者の氏名が変わった

◆**原動機付自転車**(125cc以下) / **小型特殊自動車(農耕車を含む)** : 市民税課諸税係(内線2687) / 各

◆**二輪の軽自動車**(125cc超250cc以下) / **二輪の小型自動車**(250cc超) : 春日部自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2028

◆**四輪の軽自動車**: 軽自動車検査協会埼玉事務所春日部支所 ☎050・3816・3113



外国人の人権

近年、国際化の進展により、日常生活の中で外国人と接する機会が増えています。

このような状況の中、外国人を巡ってさまざまな人権問題が発生していて、例えば、外国人に対する就労差別やアパートへの入居拒否などが生じています。その背景として、言語、宗教、文化、生活習慣の違いなどに対する理解不足、思い込みや偏見があります。また、外国人は日本語を上手に話せないことや理解

できないことが多く、相手に誤解を与えてしまうこともあります。これらの問題を解決するためには、外国人と日本人が互いに理解しあう努力が必要です。また、外国人が日本人と同じように安心して暮らせるまちづくりが求められています。

本市では、まちづくりの基本理念などを定めた「久喜市自治基本条例」において、多様な国々の歴史や文化等を理解し、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、国際社会との交流・連携に努めることとしています。このため、

日本在住3年未満の外国人住民を対象に日本語教室を開催し、基礎的な日本語学習の支援などを行っています。しかし、行政の取り組みだけでは限界があります。私たち一人一人が自分の意識を見つめ直し、外国人も同じ地域の住民として迎え入れ、お互いに理解を深めることが大切です。国籍などで判断せず、まずその人自身を知ろうとすることが、人権の尊重につながるのです。まずは、あいさつなど気軽なコミュニケーションから始めてみませんか。